

J ヴィレッジ復興プロジェクト委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 J ヴィレッジの再開に向けた課題の整理、施設のあり方等を検討し、J ヴィレッジ復興の実現を図るため、本要綱により「J ヴィレッジ復興プロジェクト委員会」を設置する。

（構成員）

第2条 本委員会の構成員は、別紙委員名簿のとおりとする。

（委員長及び副委員長）

第3条 本委員会の委員長は福島県企画調整部長をもって充てることとする。
また、本委員会の副委員長は株式会社日本フットボール・ヴィレッジ代表取締役副社長をもって充てることとする。

（所管事務）

第4条 本委員会の所管事務は以下のとおりとする。

- （1） J ヴィレッジの再開に向けた計画の策定に関すること
- （2） J ヴィレッジの再開に向けた計画の策定に必要となる事項の調査に関すること
- （3） その他 J ヴィレッジの再開に向け必要となる事項に関すること

（プロジェクトチーム）

第5条 本委員会の下部組織として、J ヴィレッジ復興計画プロジェクトチームを設置することができる。

（事務局）

第6条 本委員会の庶務は、福島県エネルギー課及び一般財団法人福島県電源地域振興財団事務局において行う。

附則

本設置要綱は、平成26年5月21日から施行する。

別紙

J ヴィレッジ復興プロジェクト委員会委員名簿

役職	構成員
委員長	福島県企画調整部長
副委員長	株式会社日本フットボール・ヴィレッジ 代表取締役副社長
委員	東京電力株式会社 福島本部副本部長
委員	公益財団法人日本サッカー協会 復興支援委員長
委員	一般財団法人福島県電源地域振興財団 代表理事
委員	檜葉町 副町長
委員	広野町 副町長